○国土交通省告示第百四十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年二月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2934号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＳＺ－80ＢＲＳ	株式会社信貴造船所	船側乗り込みハッチ並びに船首及び船尾ハッチの変更

○国土交通省告示第百四十四号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十五年二月十二日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4875号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－2220型	高階救命器具株式会社	ベルトの材料を変更したものを追加
第4878号	〃	ＴＫ－3500型	〃	バックルの仕様を変更したものを追加

○気象庁告示第一号

気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

気象庁長官　羽鳥　光彦

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第13501号	電気式温度計の感部ＴＳ－301Ｃ－1	東京都目黒区中央町1丁目5番12号	株式会社小笠原計器製作所	平成25年2月6日
第13502号	電気式温度計の感部ＴＳ－801Ｃ－1	東京都目黒区中央町1丁目5番12号	株式会社小笠原計器製作所	平成25年2月6日

○東北地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十五日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千四十八号青森都市計画公園事業九・六・二号新青森県総合運動公園

三　事業施行期間　自平成八年十一月六日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
東京都中央区日本橋室町二丁目一番一地内	前	二七・三五～二七・四九メートル	〇・〇〇三キロメートル	
	後	三〇・五二～三〇・五二メートル	〇・〇〇三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所

○関東地方整備局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	ＢＡ　七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	
		ＢＡ　二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	
		ＢＡ　二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野市大字安茂里字本堂一一三九番一から同市大字安茂里字本堂一〇九〇番四まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年二月二十五日

○関東地方整備局告示第六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十五日

関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号